

JR 草薙駅前広場 利用ガイドライン

- ・ JR 草薙駅北口芝生広場
- ・ JR 草薙駅南口イベント広場

令和7年1月版

一般社団法人 草薙カルテッド

目次

1. はじめに	2
2. 南口イベント広場・北口芝生広場が目指す姿	3
3. 広場利用に関する規則	4
4. 対象施設概要	
南口イベント広場	6
北口芝生広場	7
5. 利用までの流れ	8
6. 申込書類等一覧	9
7. 有料の備品貸出について	10
※反社会的勢力でないこと等に関する確約書	11
※ガイドラインに従い広場利用することに関する確約書	12

1. はじめに

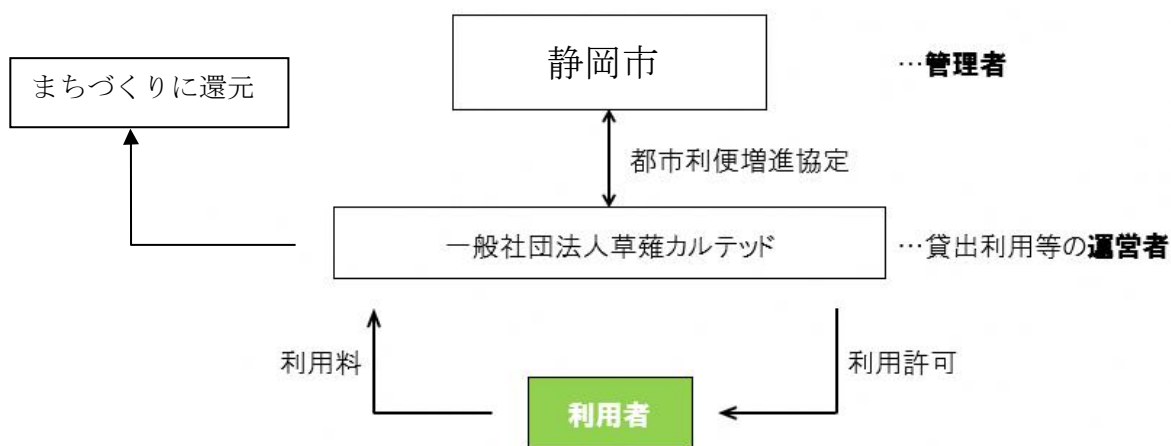
JR草薙駅南口イベント広場及び北口芝生広場は、静岡市の公有財産であり、草薙の玄関口として、令和元年7月に新しく完成しました。

この広場をより良く活用していくために静岡市と都市利便増進協定を結ぶ一般社団法人草薙カルテッドが貸出利用等の運営を行い、教育文化拠点にふさわしいエリアづくりを目指し、新たな体制づくりを行っています。

このガイドラインは、誰にとっても広場を安全で快適にご利用いただけるよう、基本事項をまとめ草薙カルテッドが提案し、運用を行っているものです。

利用者(*1)には、この運用の趣旨に沿ってガイドラインで定めた事項に従っていただきます。また、利用を許可した場合でも、周辺通行者を含む広場の来訪者及び近隣住民等に迷惑を掛ける行為がみられた場合、ガイドラインに基づく事項に違反した場合、及び利用許可を得ないで広場を使用した場合等は、利用許可の取消しや、広場からの退去を求める場合がございますので、あらかじめご注意ください。

なお、イベント等の開催に伴って発生した事故、苦情(来訪者によるものも含む)等のトラブルについては、すべて主催者側である利用者で対応していただきますので、イベント等開催中においては、常時対応できる体制を整え、事故等の防止に万全を期すようにしてください。



【体制と管理者・運営者・利用者の別】

*1 利用者には、主催者又は主催団体の代表者、責任者、実質的に経営権を有する者、その他役員及び使用人、下請又は再委託先業者などの代理・媒介等をする者及びその関係者、主催者に協力する出店者等を含みます。

2. 目指す姿

草薙駅周辺地区は、昭和30年代より開始された静清土地区画整理事業によりJR草薙駅南側の都市基盤が整備され、同時期に建設された県立大学、県立美術館、県立中央図書館は緑につつまれた文化の空間として、現在の住環境の優れたまちの骨格ができてきました。

また、県立大学や静岡サレジオ、平成30年に開校した常葉大学など教育機関が多く立地し、駅周辺は学生で賑わい、「文教地区」として高いポテンシャルを有する地区となっています。

そのような中、これら草薙の特徴となっている豊かな自然景観や歴史・文教などの地域資源を子や孫へと引き継いでいくため、地域資源を守り育みながら、誰もが楽しさを実感し、心と体の健康を育み、歩いて暮らせる「選ばれるまち＝静岡の“サードプレイス”」の実現に向けて、様々な人々の協働により取り組む必要があるとの考えから、平成26年より、「草薙駅周辺まちづくり検討会議」により、草薙の今後のビジョンやその推進体制について検討を行ってきました。その中で、JR草薙駅南口イベント広場・北口芝生広場のコンセプトとして「賑わいを演出する空間づくり」とされています。その中で重視されたのは、



【賑わいを演出する空間】

【憩い集える場所】

【人とひとがつながる機会】

といった市民の意向です。

また、アクセス性の良さ、シンボル性の強さから、イベントなどの空間の利活用をしたいとの声も高まり、一般社団法人草薙カルテッドが安心・安全な利用に向けた運営をしています。

【より自由な草薙駅南口イベント広場等利用に向けた

安心・安全な利用実績の積み重ね】

を目指すというのが、管理者・運営者の趣旨です。

3. 広場利用に関する規則

利用申請にあたっては、南口イベント広場・北口芝生広場利用が目指す姿に掲げた趣旨や理念をご理解いただいた上で、以下の必須項目をすべて満たす必要があります。以下にかかげた観点から利用可否の判断を行います。

必須項目1. 禁止行為・制限行為の了承

- 1-1 各種法令又は公序良俗に反する行為（道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法、酒税法、静岡市屋外広告物条例、その他諸法令を遵守し、必要な手続き等は利用者側で行うこと）。
- 1-2 広場又は広場の設備等を損傷し、または汚損すること
- 1-3 危険物又はごみその他の汚物を持ち込み、又は捨てること。
- 1-4 球技をし、スケートボードをし、又はこれらに類する行為をすること。
- 1-5 火気に対する十分な対策を講じず、火災・爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為。
- 1-6 使用許可を受けずに車両等を乗り入れること
- 1-7 他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。
- 1-8 特定の政治活動または宗教活動を目的とする行為をすること。
- 1-9 公益上又は管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること
- 1-10 北口芝生広場利用について、北口駐輪場建物及び付属設備の損傷や汚損に繋がること

必須項目2. 管理責任、免責および損害賠償の了承

- 2-1 利用期間中に発生した事故については、利用者自身のみならず、来訪者の行為であっても、すべて利用者に責任を負っていただきます。事故防止のため万全の体制を構築し、管理者・運営者から指示があった場合には速やかに指示に従っていただきます。
- 2-2 利用期間中に施設・設備・備品等を損傷、紛失した場合には、利用者に損害額を賠償していただきます。
- 2-3 利用期間中に利用者が持ち込んだ物品、現金、貴重品等については、利用者側の責任において管理してください。運営者、管理者はその損害を賠償しません。
- 2-4 天災その他利用者の責めに帰すことのできない事由によって使用中止となった場合でも、利用料の免除・返還は致しかねます。なお、中止となった場合の利用者側の損失について、管理者・運営者側は一切の責任を負いません。
- 2-5 北口芝生広場利用について、北口駐輪場建物及び付属施設を損傷や汚損した場合、利用者に損害額を賠償していただきます。

必須項目3. 安全管理及び配置計画

- 3-1 自由な休憩利用等を妨げない適切な会場レイアウト
 - ※ 同日に複数の広場利用者がある場合には、目指す姿に掲げた趣旨に則り、利用者間で相互に尊重し合いレイアウトを調整すること
- 3-2 設備や誘導員の適切な配置による安全な動線の確保

- 3-3 利用者の安全性に十分配慮したテーブル・イス・テント等の配置
- 3-4 駐輪場や隣地への通行を妨げることのない配置計画
- 3-5 敷地の範囲を超える工作物等は設置しない
- 3-6 ガスボンベ等、火災・爆発その他の危険を生ずるおそれのあるものは無人で放置しない

以上の必須項目に加え、以下の観点から評価を行い、利用希望日が重複し、配置や内容等を融通して同時に利用することが困難な場合等には、評価の高い利用者に優先して利用許可を出します。

評価項目

1. 主体適格性

草薙駅周辺・有度地区に住居・事業所を構えている又は、構える予定の主体が主催者であること。

2. 地域性

草薙の地域資源に関連した企画内容であること。

3. 展開性

南口イベント広場及び北口芝生広場の利用が、その後、利用者などのような活動につながるか見通しがあること。

4. 新規性

主催者が過去3か月間に利用をしていない。前後日程に似た趣旨の企画が予定されていないこと。

5. 発信性

企画の周知・広報における明確なターゲット層と適切な手段で情報発信できること。

6. 継続性

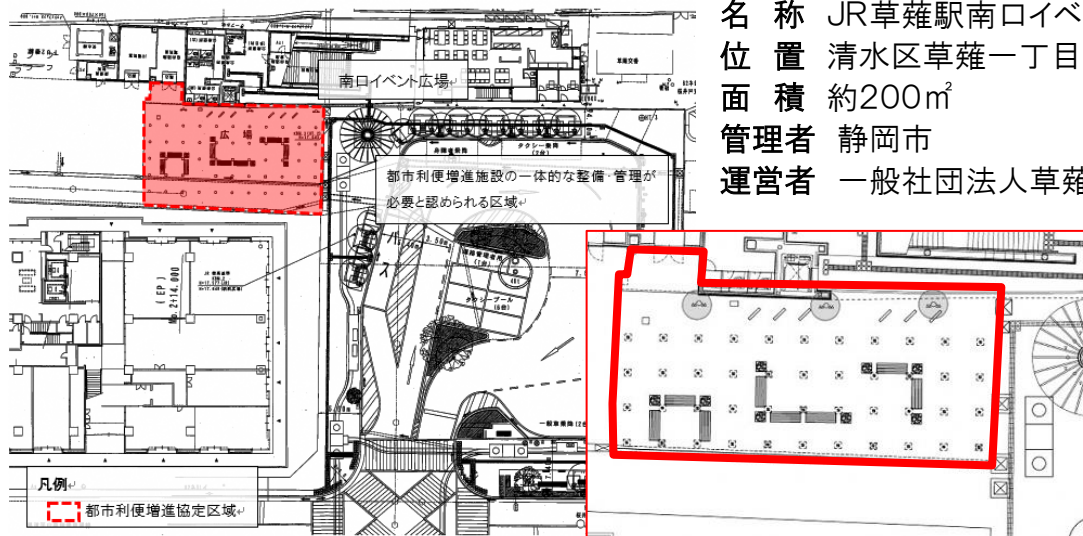
企画の開催日数、開催時間が長いこと(利用希望日の長さではなく、実際に企画が開催される日数、時間の長さを評価する)。

7. 公益性

利用者のみでなく、より広く社会全体の利益に資する企画内容であること。

4. 対象施設概要

① 南口イベント広場



名称 JR草薙駅南口イベント広場
 位置 清水区草薙一丁目地内
 面積 約200㎡
 管理者 静岡市
 運営者 一般社団法人草薙カルテッド

範囲 広場面積 200㎡
 (全面の使用を許可しますが、施設周辺における来訪者の立ち寄りを妨げるような利用は認められません。あくまでオープンスペースであることをご了承ください。)
期間 1日～最長連続7日間(搬出入、設営、撤去日も含まれます。)
時間 午前7時～ 午後10時 の1日最大15時間(*2)

利用料金
 (*1)

面積	利用時間	一般	草薙カルテッド賛助会員
1㎡	1時間ごと	400円/時	200円/時
	全日	1,000円/日	500円/日
全面貸切	1時間ごと	7,000円/時	4,000円/時
	全日	20,000円/日	10,000円/日

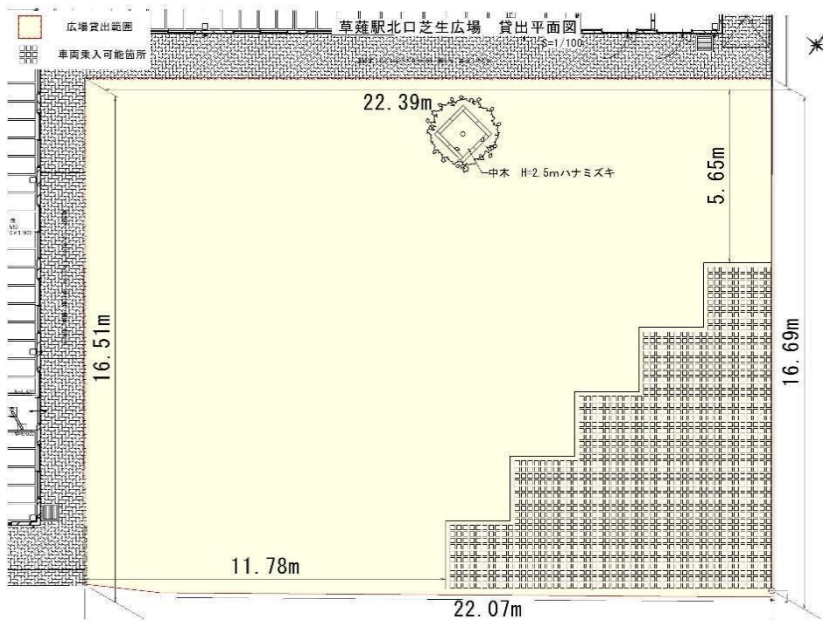
※ご利用面積は、小数点以下第一位四捨五入で料金の計算をします。
 例) 軽自動車 3.39m×1.47m = 4.9833㎡ 5㎡の利用といたします。

※現在は、キャンペーンとして賛助会員の利用面積が5㎡以上になる場合でも
 2,500円/1店舗・日としております。(終了時期未定)

電気料金 使用する場合 1日500円 ※使用に際しては事前にご相談ください
付属施設 可動式プランター 8個、可動式ベンチ 8個
その他 キッチンカーのご利用も可能です。適宜ご相談ください。(*2)

- *1 この利用料は、利用申込時に申告された面積分を企画等の中止等にかかわらずお支払いいただきます。ただし、天候等で利用期間の短縮・中止を前日までにご連絡いただいた場合、利用料の請求はいたしません。また日をまたぐ利用(*3)に限り午後10:00以降も設置物を残すことを認めます。ただし、安全確保は利用者の責任で実施してください。
- *2 利用方法等は面談時にご説明します。複数の利用者で広場を利用する場合は、数に制限があります。準備と片付けも時間内で行ってください。
- *3 日をまたぐ利用とは、翌日にキッチンカー等を実際に営業する場合であり、料金を支払うだけでは利用とはなりません。

② 北口芝生広場



名称 JR草薙駅北口芝生広場
位置 清水区草薙一丁目地内
面積 約370㎡
管理者 静岡市
運営者 一般社団法人草薙カルテッド

範囲 広場面積 370㎡
 (芝生を傷める催し物、自動車や自転車の乗り入れ等に配慮してください。)

期間 1日～最長連続7日間(搬出入、設営、撤去日も含まれます。)

時間 午前7時～ 午後10時 の1日最大15時間 (*2)

利用料金
 (*1)

面積	利用時間	一般	草薙カルテッド賛助会員
1㎡	1時間ごと	400円/時	200円/時
	全日	1,000円/日	500円/日
全面貸切	1時間ごと	7,000円/時	4,000円/時
	全日	20,000円/日	10,000円/日

※ご利用面積は、小数点以下第一位四捨五入で料金の計算をします。

例) 軽自動車 3.39m×1.47m = 4.9833㎡ 5㎡の利用といたします。

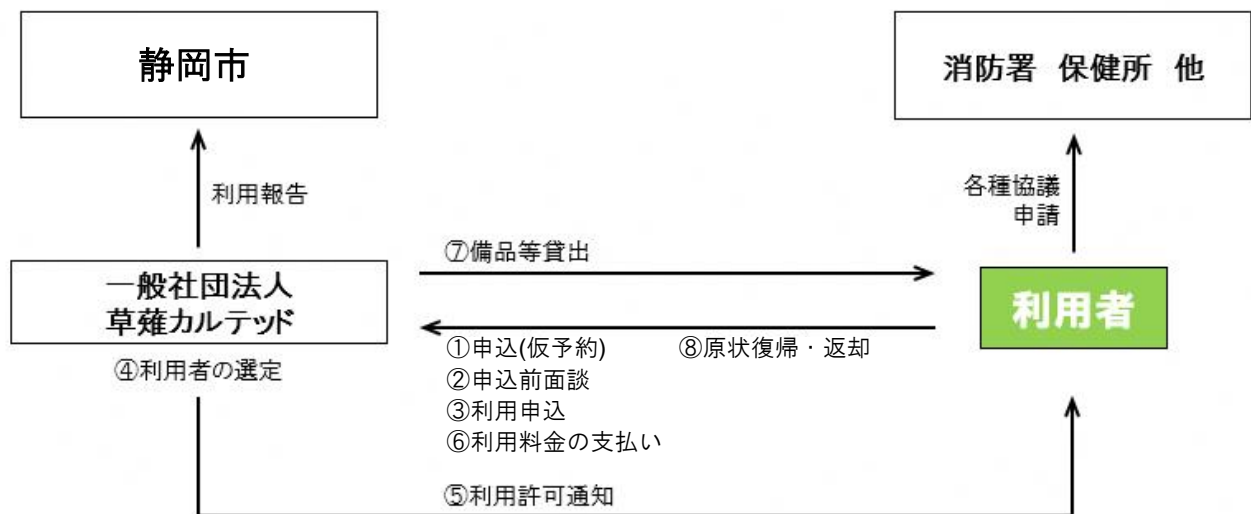
※現在は、キャンペーンとして賛助会員の利用面積が5㎡以上になる場合でも2,500円/1・日店舗としております。(終了時期未定)

電気料金 使用する場合 1日500円 ※使用に際しては事前にご相談ください

その他 キッチンカーのご利用も可能です。適宜ご相談ください。(*2)

- *1 この利用料は、利用申込時に申告された面積分を企画等の中止等にかかわらずお支払いいただきます。ただし、天候等で利用期間の短縮・中止を前日までにご連絡いただいた場合、利用料の請求はいたしません。また日をまたぐ利用(*3)に限り午後10:00以降も設置物を残すことを認めます。ただし、安全確保は利用者の責任で実施してください。
- *2 利用方法等は面談時にご説明します。複数の利用者で広場を利用する場合は、数に制限があります。準備と片付けも時間内で行ってください。
- *3 日をまたぐ利用とは、翌日にキッチンカー等を実際に営業する場合であり、料金を支払うだけでは利用とはなりません。

5. 利用までの流れ



<初めてのご利用の場合>

①**申込(仮予約)**: Googleフォームより面談申込を受け付けます。

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSchkq3SNzyQi8r9UL8TkbQ4UOr4Glc18ysapi60JtU3it8S-g/viewform?usp=sharing>

※利用したい期間の一番最初の日が含まれる月の3か月前から利用申込を受け付けます。

(9/30に利用したい場合、6/1から申込可能)

②**申込前面談**: 電話 070-1616-4055 又は Eメール info@kusanagiculted.or.jp から申込前面談の日時確定のための連絡をいたします。

※申込前面談は**必須**です。面談を行っていない利用申込は受け付けません。

③**利用申込**: 面談の内容を踏まえ、指定する締切日までに申込書類一式を郵送(締切日必着)または直接ご提出ください。

④**利用者の選定**: 運営者がガイドラインに示した観点に基づく厳正な評価を行い、利用可否を判断しご連絡します。

⑤**利用許可の通知**: 使用許可連絡を受け取られたら外部広報等を行っていただけます。

----- 利 用 -----

⑥**利用料金の支払い**: 利用料金を指定期日までに銀行口座振込にて納付してください。

⑦**原状復帰・返却**: 撤収完了後、スタッフ同席のもと最終確認のち返却いただきます。

※消防署、保健所等各関係機関との協議・各種申請は利用者の責任で行っていただきます。各関係機関との協議内容、申請書類についても管理者・運営者から提示を求める場合があります。予めご準備をお願いします。また、利用が内定した企画について、企画概要情報を管理者・運営者側の判断で周辺住民等や周辺事業者に提供することがございます。ご理解・ご協力をお願いいたします。

<2回目以降のご利用の場合>

①グーグルフォームより利用申込を受け付けます。

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSchkq3SNzyQi8r9UL8TkbQ4UOr4Glc18ysapi60JtU3it8S-g/viewform?usp=sharing>

賛助会員の方は3か月先、一般の方は1か月先まで申込を受け付けます。

※3か月先 6月1日になったら、9月末日まで 1か月先 7月1日になったら、8月末日まで

②運営者がガイドラインに示した観点に基づく厳正な評価を行い、毎月20日までの翌月利用申込状況を月末までにSNSへ投稿します。

③使用許可連絡を受け取られたら外部広報等を行っていただけます。

④利用料金を指定期日までに銀行口座振込にて納付してください

⑤撤収完了後、スタッフ同席のもと最終確認のち返却いただきます。

※消防署、保健所等各関係機関との協議・各種申請は利用者の責任で行っていただきます。各関係機関との協議内容、申請書類についても管理者・運営者から提示を求める場合があります。予めご準備をお願いします。また、利用が内定した企画について、企画概要情報を管理者・運営者側の判断で周辺住民等や周辺事業者に提供することがございます。ご理解・ご協力をお願いいたします。

6. 申込書類等一覧

反社会的勢力でないこと等に関する確約書(初回のみ)

ガイドラインに従い広場利用することに関する確約書(初回のみ)

JR草薙駅南口イベント広場・北口芝生広場利用許可申請書(Google フォーム)

その他必要があると認める書類

7. 有料の備品貸出について

カルテッド保有の備品を、有料にて貸出をいたします。備品は以下の通りです。利用されたい場合は、広場利用のグーグルフォームより申込をお願いいたします。

	備品名	サイズ等	個数	料金	備考
A	白テント	2m×2m	5	1000 円	
B	イーゼル	H120 cm×W50 cm	1	300 円	
C	レジャーシート	200 cm×200 cm	4	300 円	
D	ランタン ガス	高さ 45 cm	1	500 円	ランタンで一番明るい 火を使い熱を持つ
E	ランタン 小	直径 10 cm×高さ 17 cm	1	300 円	↓大きくなるにつれて明るくなる
F	ランタン 中	直径 10 cm×高さ 20 cm	2	300 円	
G	ランタン 大	直径 20 cm×高さ 18 cm	1	300 円	
H	ランタン 吊り下げ棒	高さ 155 cm～200 cm 足場直径 90 cm	1	300 円	
I	テーブル	D61 x 180W x H73 cm	1	500 円	
J	コードリール	幅 25.5×奥行 20.1×高さ 31.6cm	1	500 円	125V15A
K	ワイヤレスマイク& スピーカーセット	W210×D222×H300mm	1	500 円	選べる給電方法 AC&電池対応
L	ポータブル電源	1.2 kg	4	300 円	AC200W, 100W Type-c 急速 充電 PD3.0 対応

備品の写真は別紙参照してください。

反社会的勢力ではないこと等に関する確約書

令和 年 月 日

(宛先)一般社団法人草薙カルテッド

申請者	住所	法人にあっては、その主たる事務所の位置
	氏名	法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 ④

1. 主催者は利用者が、現在および将来にわたって、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明、確約します。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (4) 暴力団準構成員
 - (5) 暴力団関係企業
 - (6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は、特殊知能暴力集団等
 - (7) その他前各号に準ずる者
2. 主催者は、現在及び将来にわたって、前項の反社会的勢力又は、反社会的勢力と密接な交友関係にある者(以下「反社会的勢力等」という。)と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約します。
 - (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - (3) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - (4) その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
3. 主催者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて一般社団法人草薙カルテッドの信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
4. 主催者は、利用者の下請、再委託(下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。また、資材、原材料の購入契約その他の契約先を含む。以下同じ。)又は、資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方(以下、「下請、再委託先等」という。)が第1項各号に該当しないことを確約し、将来も第1項各号に該当しないことを表明、確約します。
5. 主催者は、利用者の下請、再委託先等が前項に該当することが、契約後に判明した場合には、ただちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとることを表明、確約します。
6. 主催者は、利用者(下請、再委託先等を含む)が反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否、又は下請、再委託先等をして、これを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実をJR草薙駅南口イベント広場等管理者及び運営者に報告し、捜査機関への通報及び報告に必要な協力を行うことを表明、確約します。
7. 主催者は、これら各項のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合及び、この表明、確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしでJR草薙駅南口イベント広場等利用許可が取り消されても一切の異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任とすることを表明、確約します。

ガイドラインに従い広場利用することに関する確約書

令和 年 月 日

(宛先)一般社団法人草薙カルテッド

住所	法人にあっては、その主たる事務所の位置
申請者 氏名	法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 ㊞

JR 草薙駅前広場利用ガイドラインの内容を十分に理解し、一般社団法人草薙カルテッドの指示に従い広場等利用することを確約いたします。

必須項目1. 禁止行為・制限行為の了承

●下記、禁止行為・制限行為について確認し、了承する場合は、□にレ点を記入してください。

- 1-1 各種法令又は公序良俗に反する行為(道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法、酒税法、静岡市屋外広告物条例、その他諸法令を遵守し、必要な手続き等は利用者側で行うこと)。
- 1-2 広場又は広場の設備等を損傷し、または汚損すること
- 1-3 危険物又はごみその他の汚物を持ち込み、又は捨てること。
- 1-4 球技をし、スケートボードをし、又はこれらに類する行為をすること。
- 1-5 火気に対する十分な対策を講じず、火災・爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為。
- 1-6 使用許可を受けずに車両等を乗り入れること
- 1-7 他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。
- 1-8 特定の政治活動または宗教活動を目的とする行為をすること。
- 1-9 公益上又は管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること
- 1-10 北口芝生広場利用について、北口駐輪場建物及び付属設備の損傷や汚損に繋がること

必須項目2. 管理責任、免責および損害賠償の了承

●下記、管理責任、免責および損害賠償について確認し、了承する場合は、□にレ点を記入してください。

- 2-1 利用期間中に発生した事故については、利用者自身のみならず、来訪者の行為であっても、すべて利用者に責任を負っていただきます。事故防止のため万全の体制を構築し、管理者・運営者から指示があった場合には速やかに指示に従っていただきます。
- 2-2 利用期間中に施設・設備・備品等を損傷、紛失した場合には、利用者に損害額を賠償していただきます。
- 2-3 利用期間中に利用者が持ち込んだ物品、現金、貴重品等については、利用者側の責任において管理してください。運営者、管理者はその損害を賠償しません。
- 2-4 天災その他利用者の責めに帰すことのできない事由によって使用中止となった場合でも、利用料の免除・返還は致しかねます。なお、中止となった場合の利用者側の損失について、管理者・運営者側は一切の責任を負いません。
- 2-5 北口芝生広場利用について、北口駐輪場建物及び付属施設を損傷や汚損した場合、利用者に損害額を賠償していただきます。

必須項目3. 安全管理及び配置計画

●下記、安全管理及び配置計画について確認し、了承する場合は、□にレ点を記入してください。

- 3-1 自由な休憩利用等を妨げない適切な会場レイアウト
- 3-2 設備や誘導員の適切な配置による安全な動線の確保
- 3-3 利用者の安全性に十分配慮したテーブル・イス・テント等の配置
- 3-4 駐輪場や隣地への通行を妨げることのない配置計画
- 3-5 敷地の範囲を超える工作物等は設置しない
- 3-6 ガスボンベ等、火災・爆発その他の危険を生ずるおそれのあるものは無人で放置しない